



$$(A+B) \geq (A+B+C+D) \text{ の } \frac{1}{3} \text{ 以上}$$

(注1)道路は全て建築基準法による道路であること。

(注2)法42条2項の後退部分は確認済証交付前に道路状に築造すること。

(注3)道路の幅員がそれぞれ6m未満の場合は、敷地の隅を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の部分を道路状に整備しなければならない。

(東京都建築安全条例第2条)

「公園」－都市公園法の都市公園